別表六の十一(十六)付表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号を次のように改める。

3　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十八)「５」)＋(1)－(4)－(5)－(6)－(11)－(12)－(20)－(21)　(22)」及び「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十八)「５」)＋(1)－((2)から(21)までの計)　(23)」の各欄の記載に当たつては、別表六の二(十八)「５」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「別表六の二(十八)「５」」に含めて計算すること。

別表六の十一(十九)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑱」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑰」）」に、「（別表六の二(三)付表「２の⑫」）／（別表六の二(三)付表「２の⑬」）」を「（別表六の／（別表六の二(三)付表「２の⑨」）／（別表六の二(三)付表「２の⑩」）」に改め、同表の記載要領第１号中「、連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第３項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削る。

別表六の十一(十九)付表の表中「設備の名称」を「区分」に改め、同表の記載要領第１号中「、連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六の十一(二十)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑳」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑲」）」に、「（別表六の二(三)付表「２の⑮」）／（別表六の二(三)付表「２の⑯」）」を「（別表六の／（別表六の